

システナ健保だより

2023.4
No.116



健保の手続き
こんなときは？

被扶養者に異動があったとき



Q 妻が来月からパート先の被保険者になりますが、何か手続きは必要ですか？

A 被扶養者が他の健保組合の被保険者になる場合は、扶養から外す手続きが必要です。「被扶養者(異動)届」に「保険証」*を添え、5日以内に当健保組合に届け出てください。
*「高齢受給者証」「限度額適用認定証」をお持ちの被扶養者は、あわせて返却してください。



Q 5日以内に届け出ができず、手続きが遅れた場合、どうなりますか？

A 扶養から外れた日以後、当健保組合の保険証は使えません。もし、間違えて使ってしまった場合は、後日、当健保組合が負担した医療費を返還していただくことになります。



健保組合が国へ支払う高齢者医療への拠出金算定には、被扶養者数も反映されます。扶養を外す手続きをされないと不要な支出につながり、被保険者のみなさんにお支払いいただいている保険料が適正に使われないことになります。

こんなときには異動届の提出を忘れずに！

① 就職した・他の健保組合に加入した

- 被扶養者が就職して就職先の健康保険の被保険者になった。
- 被扶養者がパート先で被保険者になった。

② 失業給付金を受給した

- 被扶養者が基本手当日額3,612円(60歳以上は5,000円)以上の雇用保険の失業給付金を受給するようになった。

③ 75歳になった

- 被扶養者が75歳*になり、後期高齢者医療制度の被保険者になった。
*65～74歳の方が一定の障害があると認定され、後期高齢者医療制度の被保険者になったときも同様です。

④ 別居した

- 被扶養者となるために同居が条件となる親族*が、被保険者と別居した。
*被保険者の配偶者・子・孫・父母・祖父母・曾祖父母・兄弟姉妹以外の親族(3親等内)は同居でなければ被扶養者として認定されません。

⑤ 国内居住要件を満たさなくなった

- 日本国内に住所を有さなくなった。
ただし、次のような場合は、被扶養者として認められる。

- 1 留学する学生
- 2 海外赴任に同行する家族
- 3 観光・保養やボランティアなど就労以外の目的で、一時的に日本から海外に渡航している場合(ワーキングホリデーや青年海外協力隊など)
- 4 海外赴任中に身分関係が生じ、新たな同行家族とみなすことができる場合
- 5 その他日本に生活の基礎があると認められる特別な事情があるとして健保組合が判断する場合

パートやアルバイトをしていて下記①～⑤の要件をすべて満たす場合は、パート先やアルバイト先の健康保険の被保険者になります



- 1 週の所定労働時間が20時間以上
- 2 賃金月額が88,000円(年収106万円)*以上
*残業代、通勤手当などを含めない所定内賃金
- 3 雇用期間が2カ月超見込まれる
- 4 学生でない
- 5 職場が以下のいずれかに該当
 - ① 従業員が101人以上
 - ② 従業員が100人以下で、社会保険の加入について労使合意を行っている

⑥ 収入が増えた

- 被扶養者の年間収入が130万円*以上見込まれることになった、または被保険者の収入の1/2以上になった(同一世帯の場合)。
*60歳以上または障害がある場合は180万円以上(老齢年金、障害年金、遺族年金を含む)。